

議案第96号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
大田原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表育成医療審査会委員の項の次に次のように加える。

児童扶養手当障害認定医	同 12,000円
-------------	-----------

同表中「障害児保育審査会委員」を「特別支援保育事業審査会委員」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。